

第10号議案

品川区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区組織条例の一部を改正する条例

品川区組織条例（平成26年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の項第2号中「平和」の次に「および国際化の推進」を加え、同表地域振興部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説明）長期基本計画に掲げる平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現を目指すための施策を着実に実施するため、総務部および地域振興部の分掌事務を一部変更する必要がある。